

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日)

目 次

◇ 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(建築課)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(〃)

◇ 告 示

昭和六十二年度鳥取県民栄養調査実施要領(健康対策課)

土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

建築基準法による聴聞(建築課)

◇ 人 委 規 則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

◇ 公 告

家畜商講習会の開催(畜産課)

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和六十二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十二年五月鳥取県条例第二十五号)の施行期日は、昭和六十二年十月三十日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

薬師町第二団地		六	一〇、〇〇〇円
北園団地	(一)の住宅 (二)の住宅以外に掲げる住宅	一 三、四、 四一、	一〇、〇〇〇円 七〇〇円 四〇〇円

を
に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 北園団地の県営住宅の家賃については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間は、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

(一)の住宅	昭和六十二年十月三十日から昭和六十四年三月三十一日まで	三一、八〇〇円
(二)の住宅	昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十一日まで	三三、二〇〇円
(三)に掲げる住宅以外の住宅	昭和六十二年十月三十日から昭和六十四年三月三十一日まで	三五、九〇〇円

告 示

昭和三十七年四月一日から昭和六十四年三月三十一日まで	三七、七〇〇円
昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日まで	三九、五〇〇円

鳥取県告示第八百七十号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、昭和六十二年鳥取県民栄養調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和六十二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 調査の目的

昭和六十二年鳥取県民栄養調査実施要領
この調査は、県民の健康状態及び栄養状態の実態を把握し、もつて県民の栄養改善及び健康づくり対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象

この調査は、昭和六十年国勢調査の調査区から抽出した次の表に掲げる調査区域ごとに、一調査区域当たりおおむね二十五世帯（以下「調査世帯」という。）を知事が指定して行う。

昭和六十年国勢調査の調査区番号	調 査 区 域
〇〇四七一	鳥取市川端三丁目
〇五七八一	鳥取市南隈の一部
〇〇二八一及び〇〇二九一	気高郡鹿野町大字河内の一部
〇〇〇一一	八頭郡船岡町大字破岩
〇二四三一	倉吉市福富の一部
〇〇三八一	東伯郡東伯町大字矢下
〇五一四一	米子市中島の一部
〇二〇六一	境港市上道町の一部
〇〇二〇一	西伯郡淀江町大字稻吉の一部
〇〇三一一	日野郡日野町下黒坂

三 調査員の任命

この調査は、医師、栄養士、保健婦、臨床検査技師、衛生検査技師その他の職にある者のうちから知事が調査員を任命して行う。

四 調査の種類

この調査は、身体状況調査、栄養摂取状況調査及び健康づくり意識調査とする。

五 調査事項

1 身体状況調査

- (一) 身長
- (二) 体重
- (三) 皮下脂肪厚
- (四) 血圧
- (五) 血液
- (六) 尿

2 栄養摂取状況調査

- (一) 調査世帯及び当該調査世帯の構成員（以下「世帯員」という。）の状況

- (二) 調査の期日前三日間における食事の状況及び料理名並びに食品の名称及びその摂取量

3 健康づくり意識調査

- (一) 健康の意識
- (二) 健康診断の受診
- (三) 喫煙の有無
- (四) 運動の有無
- (五) 健康と食事

六 調査の方法

1 身体状況調査

調査員が、五の1の(一)及び(二)に掲げる事項については一歳以上の世帯員について、五の1の(三)から(六)までに掲げる事項については十五歳以上の世帯員について測定し、又は診断し、その結果を調査票に記入することによって行う。

2 栄養摂取状況調査

調査員が、調査世帯ごとに調査票を配布し、記入された調査票の提出を受けることを行行う。

3 健康づくり意識調査

調査員が、十五歳以上の世帯員に調査票を配布し、記入された調査票の提出を受けることを行行う。

七 調査の期日

この調査は、昭和六十二年十一月一日から同月三十日までの間に各調査について調査区域ごとに指定する日に行う。

八 調査結果の公表

この調査の結果は、昭和六十二年度県民栄養調査報告書その他の印刷物を作成して公表する。

鳥取県告示第八百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八頭中央地区第六工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第八百七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日南町

二 事業の種類

阿毘縁運動広場及び緑地公園整備事業

三 起業地

- 1 収用の部分 日野郡日南町下阿毘縁字的ヶ塔、字西村田地上エ、字山ノ神及び字鉄井谷尻地内
- 2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日南町役場

鳥取県告示第八百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第十項の規定により告示する。

昭和六十二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聴聞の日時及び場所

昭和六十二年十一月四日午前十時三十分から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁第五会議室（地階）

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第四項ただし書の規定により次の許可をしようとするものである。

1 申請者

鳥取市尚徳町一一六

鳥取市長 西尾 優

2 建築物の位置

鳥取市行徳は二一〇

3 建築物の用途

工場（給食センター）

4 工事種別

新築

5 建築物の構造

鉄骨造二階建

6 建築物の面積

建築面積 八八九・六平方メートル

延べ面積 一、〇〇〇・〇平方メートル

人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十六号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第

四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

東伯郡三朝町大字大谷一〇四八番地	南小学校大谷分校	三級
鳥取市河内二二〇八番地	校 明治小学校安蔵	二級
鳥取市奥細見四六五番地	見季節間分校	二級

を

〔東伯郡三朝町大字 南小学校大谷分 三級〕に、

〔日野郡日南 一級〕
〔日野郡日南 二級〕
〔日野郡日南 三級〕
〔日野郡日南 四級〕
〔日野郡日南 五級〕

町上萩山 多里小学校上萩 二級
番地 山季節間分校 二級
町豊栄六 福栄小学校豊栄 二級
地 季節間分校 二級

を 〔日野郡日南町上萩山 多里小 一級〕
〔日野郡日南町上萩山 多里小 二級〕
〔日野郡日南町上萩山 多里小 三級〕

学校上萩 二級

〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 一級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 二級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 三級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 四級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 五級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 六級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 七級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 八級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 九級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 十級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 十一級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 十二級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 十三級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 十四級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 十五級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 十六級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 十七級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 十八級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 十九級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 二十級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 二十一級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 二十二級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 二十三級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 二十四級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 二十五級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 二十六級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 二十七級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 二十八級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 二十九級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 三十級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 三十一級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 三十二級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 三十三級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 三十四級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 三十五級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 三十六級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 三十七級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 三十八級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 三十九級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 四十級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 四十一級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 四十二級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 四十三級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 四十四級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 四十五級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 四十六級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 四十七級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 四十八級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 四十九級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 五十級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 五十一級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 五十二級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 五十三級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 五十四級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 五十五級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 五十六級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 五十七級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 五十八級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 五十九級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 六十級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 六十一級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 六十二級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 六十三級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 六十四級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 六十五級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 六十六級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 六十七級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 六十八級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 六十九級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 七十級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 七十一級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 七十二級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 七十三級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 七十四級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 七十五級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 七十六級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 七十七級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 七十八級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 七十九級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 八十級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 八十一級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 八十二級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 八十三級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 八十四級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 八十五級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 八十六級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 八十七級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 八十八級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 八十九級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 九十級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 九十一級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 九十二級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 九十三級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 九十四級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 九十五級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 九十六級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 九十七級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 九十八級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 九十九級〕
〔東伯郡三朝町大字 西小学校柿谷分 百級〕

を 〔東伯郡三朝町大字 柿谷小学校 一級〕に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

昭和62年10月30日

鳥取県知事 西 尾 田 次

1 開催日時

昭和62年11月24日（火）及び同月25日（水） 8時30分から17時まで

2 開催場所

倉吉市東萩坂町 2 鳥取県中部総合事務所第4会議室

3 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 4時間

家畜の品種及び特徴 4時間

家畜の患症、機能障害及び疾病 6時間

4 受講申込方法

所定の家畜講習会受講講習申込書に、講習会受講手数料として3,200円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真（受講申込書提出前6月以内に撮影した縦3.5センチメートル、横2.5センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの）をはり付け、昭和62年11月16日（月）までに所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。